

令和元年 7 月 25 日

組合員各位

山口県市町村職員共済組合
理事長 市 川 熙

マイナンバーカードの取得促進対応に係る個人情報保護に関する
取扱い等について（通知）

総務省自治行政局公務員部福利課長から各地方公務員共済組合宛てに通知があった令和元年6月28日付け総行福第23号「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）」により、各地方公務員共済組合は、組合員が所属する各地方公共団体の人事担当課に対し、組合員及び被扶養者の所属及び氏名に係るデータを提供するよう要請がありました。

また、同通知によると、組合員及び被扶養者のマイナンバーカード取得を推進するため、共済組合において氏名・住所・生年月日・性別を印字した交付申請書を作成し、所属所を通じて組合員に配布するにあたり、共済組合が保有する個人情報を利用する事となっております。

これらのことについて、当共済組合では、マイナンバーカードが令和3年3月より医療現場等で組合員資格のオンライン確認に使用できる事が決定したことを受け「組合員等資格調定業務」にあたりと判断し、下記規程等に定められている個人情報の利用目的の範囲とみなし、取り扱いますので念のため通知します。

記

- ・ 山口県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程
- ・ 山口県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程施行細則

以上